

広島高等裁判所岡山支部 令和●●年（〇〇）第●●号 行為の違法等確認請求控訴事件

国側当事者・国

令和2年7月3日棄却・確定

（第一審・岡山地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、令和元年11月5日判決、本資料・徴収関係判決平成31年（令和元年）判決分（順号2019-30））

判 決

控訴人（一審原告）	X
被控訴人（一審被告）	国
上記代表者法務大臣	三好 雅子
上記指定代理人	松本 和博
同	岸本 寿美子
同	山崎 保彦
同	石原 含英

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を岡山地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要（以下、略称は原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人が原判決の「事実」中の「第1 当事者の求めた裁判」の1の裁判を求めて訴えを提起した事案である。

原審が訴えを却下したため、控訴人が原判決の取消しと原審への差し戻しを求めて控訴した。

- 2 請求の趣旨及び当事者の主張は、原判決の「事実」中の「第1 当事者の求めた裁判」及び「第2 当事者の主張」（原判決1頁24行目から同7頁13行目）のとおりであるからこれを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の請求は確認の利益が認められないので却下すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、控訴は理由がないものと判断する。その理由は、原判決8頁8行目「こと」から同10行目「されている」までを削除し、同11行目「そうすると、」から同12行目「別個に、」を「そして、そもそも、本件各行為の主張の内容を見ると、仮にそれらの行為の違法性が確認されたからといって、直ちに控訴人の現在の法的紛争の解決に資するとは解されない。また、本件各行為の違法性は、必要に応じて別件不当利得返還請求事件及び別件決定処分取消請求事件において審理判断されるのであり、仮にそこで実質的な判断がされない

行為があったとすると、それらの行為は上記各事件の結論を左右しない事情であったと解されることとなり、それとは別個にそれらの行為の違法性の確認をする必要性があるとも解されず、」と改めるほかは、原判決「理由」中の1及び2（原判決7頁15行目から同10頁1行目）のとおりであるからこれを引用する。

2 控訴人は、控訴人に対する権利侵害の違法行為が令和元年12月に行われた等として確認の利益がある旨主張するが、そのことと控訴人が主張する違法行為（本件各行為）に直接の関連性があるとは認められず、そのことが確認の利益を基礎づける事情になるとは解されないので、控訴人の主張は採用できない。

第4 以上によれば、控訴人の請求は確認の利益がなく却下すべきであり、これと同旨の原判決は相当であるので、控訴人の控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第1部

裁判長裁判官 橋本 一

裁判官 秋信 治也

裁判官 川勝 庸史